

1. 件名：「日本原燃(株)における今後の設工認申請等に関する面談」

2. 日時：令和2年3月31日(火) 13時30分～15時00分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室 (TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

(原子力規制部新基準適合性審査チーム)

古作企画調査官、猪俣上席安全審査官、藤田安全審査専門職

専門検査部門

早川上席原子力専門検査官

日本原燃(株)

小田 常務執行役員 再処理事業部 副事業部長 他9名

5. 要旨

(1) 日本原燃株式会社(以下「日本原燃」という。)から、新規制基準に係る今後の設計及び工事の計画の認可申請(以下「設工認申請」という。)並びに事業変更許可申請書等での品質管理体制の記載の取扱いについて、提出資料に基づき説明を受けた。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点を伝えた。

① 設工認申請

- 設工認申請の添付書類は、実用炉の例も参考にして、技術基準規則条文との対応関係を含め、書類の構成及び各書類内での記載方針を整理すること。また、効率的に手続を進められるよう、耐震計算等の計算書の様式についても整理すること。
- 実用炉においては、許可内容との整合性に関する説明書及び品質マネジメントシステムに関する説明書で技術基準への適合性も含めて整理されており、これらの書類での記載内容を参考にしつつ、申請漏れを防止する観点からの整理として、分割での申請範囲との関係が把握できるよう検討しておくこと。
- 再処理施設、廃棄物管理施設、MOX施設及び濃縮施設の間でも連携し、先行事例を参考に効率的に進めるよう検討すること。

②事業変更許可申請書での品質管理体制の記載の取扱い

- 技術的能力に関する説明書及び現行の保安規定の中で記載している体制との関係を踏まえて整理しておくこと。
- 原子炉等規制法改正を踏まえた届出との対応関係についても整理しておくこと。

(3) 日本原燃から、本日の面談を踏まえて対応する旨の発言があった。

6. その他

提出資料

「新規制基準に係る今後の設工認申請について（再処理事業部）」

「新規制基準に係る今後の設工認申請について（燃料製造事業部）」

「設工認等の申請について」

「改正原子炉等規制法を踏まえた事業変更許可申請書への品質保証の反映方法について」